

平成17年度

# 奈良県市町村税政の概要

奈良県総務部市町村課

奈良県市長会

奈良県町村会

## は じ め に

本書は、平成 17 年度の「市町村税課税状況等の調」、固定資産税の価格等の概要調書」及び平成 16 年度の「市町村の徴収実績調」を中心に、県内市町村税の賦課徴収状況や固定資産税の評価状況等を取りまとめたもので、市町村税に携わる職員の執務上の参考として、また、多くの方々に本県の市町村税の全体像を理解していただくことを目的に、昭和 41 年度に創刊以来、毎年刊行を続けております。

平成 17 年度における市町村税制の改正としては、最近における社会経済情勢にかんがみ、個人住民税においては、定率減税の引き下げとして現行の個人住民税所得割額の 15%相当額が 7.5%相当額に改められるとともに、65 歳以上の非課税措置の見直しなどの措置が講じられております。

また、三位一体改革に伴う所得譲与税による平成 17 年度の税源移譲額は 1 兆 1,159 億円に増額され、都道府県へ 5 分の 3、市町村へ 5 分の 2 をそれぞれ譲与されることとなっております。

市町村合併の本格化や三位一体改革をはじめとした地方分権の進展に従い、住民の税に対する関心はますます高まり、受益と負担の明確化を視野に入れた税務行政を推進するためには、税に対する住民の理解と信頼を得ることが何よりも重要となってきています。

このため、税に携わる者は常に税制の動向に注意を払い、その内容を理解し、種々の状況に的確に対応するとともに、適正かつ公平な賦課徴収に努めなければならないものと考えております。

本書が従前以上に、各分野で参考に供されるとともに、今後の税務行政運営の一助として広く活用していただければ幸いです。

平成 18 年 3 月

奈良県総務部市町村課長

川 端 修

## 目 次

### 第 編市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
  - 1 税目別構成
  - 2 市町村民税
  - 3 固定資産税
  - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

### 第 編 総 括 資 料

- 第1表 平成17年度市町村税の税率調
- 第2表 平成17年度市町村民税納税義務者数
- 第3表 平成17年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 第4表 課税標準額の段階別平成17年度分所得割納税義務者数等
- 付表1 給与所得者の団体別納税義務者数等
- 付表2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
- 付表3 農業所得者の団体別納税義務者数等
- 付表4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
- 付表5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
- 付表6 合 計
- 付表7 所得種類区分による算出税額の内訳

- 第 5 表 平成 17 年度分に係る所得控除等の人員等
- 第 6 表 平成 17 年度分個人県民税所得割額等
- 第 7 表 平成 17 年度分市町村民税の特別徴収義務者数
- 第 8 表 平成 17 年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 第 9 表 平成 17 年度扶養控除人員別納税義務者数
- 第 10 表 平成 17 年度分市町村税の徴収に要する経費
- 第 11 表 平成 17 年度分納税貯蓄組合数及び組合員数
- 第 12 表 平成 17 年度固定資産税納税義務者数（法定免税点以上）
- 第 13 表 平成 17 年度固定資産税課税標準額及び構成比（法定免税点以上）
- 第 14 表 平成 17 年度土地の総括表
- 第 15 表 平成 17 年度市町村別土地の地積
- 第 16 表 平成 17 年度住宅用地・非住宅用地別地積
- 第 17 表 平成 17 年度市町村別市街化区域農地の地積（合計・田・畑）
- 第 18 表 平成 17 年度市町村別土地決定価格・筆数等
- 付表 1 田（一般田・宅地介在田等）
- 付表 2 畑（一般畑・宅地介在畑等）
- 付表 3 宅 地
- 付表 4 山林（一般山林・宅地介在山林等）
- 第 19 表 平成 17 年度市街化区域農地に関する調
- 第 20 表 平成 18 年度土地に係る提示平均価額
- 第 21 表 所有者区分による家屋に関する調
- 第 22 表 木造家屋に関する調
- 第 23 表 木造以外の家屋に関する調
- 第 24 表 平成 17 年度家屋の変動に関する調（木造・非木造）
- 第 25 表 平成 16 年度概要調書及び平成 17 年度総評価見込と平成 17 年度概要調書との比較（木造・非木造）
- 第 26 表 平成 17 年度家屋に係る概要調書の対前年度比較（木造・非木造）

- 第 27 表 平成 17 年度家屋の評価額及び課税標準額 (法定免税点以上)
- 第 28 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係・総括表)
- 第 29 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 1 項)
- 第 30 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 2 項)
- 第 31 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 3 項・2/3 減額)
- 第 32 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 3 項・3/4 減額)
- 第 33 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 5 項・旧法・1/4 減額)
- 第 34 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 5 項・2/3 減額)
- 第 35-1 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 6 項・平成 13 年附則第 8 条第 20 項・2/3 減額)
- 第 35-2 表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第 16 条関係第 6 項・平成 14 年附則第 5 条第 28 項・2/3 減額)
- 第 36 表 新增分家屋に関する調 (木造・非木造)
- 第 37 表 新增分の木造専用住宅に関する調
- 第 38 表 減少分家屋に関する調 (木造)
- 第 39 表 減少分家屋に関する調 (非木造)
- 第 40 表 新築、増築、減少家屋の調 (木造・非木造)
- 第 41 表 平成 18 年度家屋にかかる提示平均価格 (木造・非木造)
- 第 42 表 平成 18 年度新築分家屋にかかる見込単価 (木造・非木造)
- 第 43 表 平成 17 年度償却資産の価格に関する調
- 第 44 表 平成 17 年度償却資産に関する所有者別決定価格等
- 第 45 表 平成 17 年度償却資産の課税標準額等
- 第 46 表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条の規定の適用を受ける償却資産に関する調 (平成 17 年度)
- 第 47 表 平成 17 年度償却資産に係る課税標準額の段階別納税義務者数
- 第 48 表 平成 17 年度償却資産に係る段階別課税標準額
- 第 49 表 平成 17 年度国有資産等所在市町村交付金
- 第 50 表 平成 17 年度地方交付税法第 14 条の 2 に基づく減収補てん額 (市町村別内訳)

- 第 51 表 平成 17 年度低開発地域工業開発促進法等に基づく減収補てん額（総括表）
- 第 52 表 平成 17 年度軽自動車税に関する調  
付表 平成 17 年度軽自動車の種類別課税台数（平成 17 年 4 月 1 日現在）
- 第 53 表 平成 16 年度特別土地保有税徴収実績
- 第 54 表 平成 17 年度都市計画税にかかる課税区域の面積・納税義務者数（法免以上）
- 第 55 表 平成 17 年度都市計画税にかかる地積、床面積、筆数及び棟数
- 第 56 表 平成 17 年度都市計画税にかかる決定価格
- 第 57 表 平成 17 年度都市計画税にかかる課税標準額
- 第 58 表 平成 16 年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
- 第 59 表 平成 16 年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（課税の実績等）
- 第 60 表 平成 16 年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（減額対象となった世帯数等）
- 第 61 表 平成 16 年度地方道路譲与税及び自動車重量譲与税

## 第 編 付 属 資 料

- （ 1 ）平成 16 年度市町村税（科目別）決算額調
- （ 2 ）平成 17 年度普通交付税基準財政収入額

第 編

# 市町村税の概要

# 市 町 村 税 の 概 要

## 一 市町村税制の動向

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを展望しつつ定率減税を縮減するとともに、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直し等を実施することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

### 第1 平成17年度税制改正の主要項目

#### 1 定率減税の額について、次のように引き下げる。

現 行 個人住民税所得割額の15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は、4万円）

改正案 個人住民税所得割額の7.5%相当額（7.5%相当額が2万円を超える場合は、2万円）

（注）上記の改正は、平成18年6月徴収分から実施する。

#### 2 所得譲与税による平成17年度の税源移譲額は、1兆1,159億円とし、都道府県へ5分の3、市町村（特別区を含む）へ5分の2をそれぞれ譲与する。なお、各地方団体への譲与基準は、都道府県・市町村分ともに、平成16年度分と同様、人口（最近の国勢調査人口）とする。

税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。

税源移譲に際しては、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図ることとし、所得税においては所得再分配機能、個人住民税においては応益性や偏在度の縮小といった観点をそれぞれ重視しながら改革を進める。また、税源移譲に伴い、個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮する。

さらに、国・地方を通ずる個人所得課税のあるべき姿と整合的な所得税・個人住民税の制度とする。

このため、所得税においては、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、検討を進める。また、個人住民税においては、税率のフラット化、低所得部分に係る負担調整措置等について、検討を進める。

今後、平成18年度税制改正までに、こうした課題について検討を深め、具体的な改正内容について結論を得たうえで、平成18年の通常国会において、必要な税法の改正を行う。

この改正法は、平成19年分の所得税及び平成19年度分の個人住民税から適用し、平成18年度の税源移譲の所要額については、税源移譲関連の税法改正の内容を踏まえ、所得譲与税によって適切に対応する。



3 法人事業税の分割基準について、次のとおり見直す。

(1) 非製造業（鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。）について、課税標準の2分の1を事務所数により、2分の1を従業者数により関係都道府県に分割する。

(2) 本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす措置を廃止する。

（注）上記の改正は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

4 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する個人住民税の非課税措置を廃止する。

この改正は平成18年度分以後の個人住民税について適用する。ただし、経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、平成18年度分については所得割及び均等割の税額の3分の2を減額し、平成19年度分については所得割及び均等割の税額の3分の1を減額する措置を講ずる。

5 個人住民税における税負担の公平や税収確保の観点から、次の措置を講ずる。

(1) 特別徴収義務のある給与支払者は、当該給与支払者から給与の支払を受けている者が退職した場合には、退職した日の属する年の翌年1月31日までに、当該給与の支払を受けていた者に係る給与所得の金額その他一定の事項を当該給与の支払を受けていた者の退職時における住所所在の市町村別に作成された報告書（給与支払報告書）に記載し、これを当該市町村の長に提出するものとする。ただし、退職した年に当該給与支払者から支払を受けた給与の金額が30万円以下である者に係る給与支払報告書は、提出しないことができることとする。

（注）上記の改正は、平成18年1月1日以後に退職した者について適用する。

(2) 都道府県知事が市町村長の同意を得て行う滞納処分等について、滞納処分等の実施期間の上限を1年（現行3月）とし、地域単位要件を廃止するとともに、対象に都道府県が滞納処分等を行っている納税者の当該年度分の滞納に係る徴収金を追加する。

6 自動車税について、賦課期日後に主たる定置場又は自動車の所有者の変更に伴う県域を越える自動車の転出入があった場合においては、当該年度の末日に当該変更があったものとみなし、月割計算を廃止する。この改正は平成18年4月1日以降の県域を越える自動車の転出入について適用する。

## 第2 個人住民税

1 特定口座を開設する証券業者等に開設される特定管理口座（特定口座内保管上場株式等で上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいう。）において、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託がされている当該株式（以下「特定管理株式」という。）につき、株式としての価値を失ったことに、よる損失が生じた場合として当該特定管理株式を発行した株式会社の清算結了等の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたこととみなし、かつ、当該損失の金額として一定の金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特

例を適用することができることとする。

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しないこととなった場合について適用する。

2 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される非入所者給与金(仮称)については、個人住民税を課さないこととする。

3 金融類似商品に係る収益に対する分離課税等の適用対象に、外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益(当該元本につきあらかじめ約定した率により当該他の外国通貨に換算して支払うこととされている金額から当該元本につき当該預貯金の預入の日における外国為替の売買相場により当該他の外国通貨に換算した金額を控除した残額につき当該他の外国通貨に換算して支払うこととされている時における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した金額に相当する差益をいう。)を加える。

(注) 上記の改正は、平成18年1月1日以後に預入をする預貯金について適用する。

4 道路関係四公団改革に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、高速道路株式会社に対する土地等の譲渡で一定のものを加える。

5 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、地方公共団体又は一定の景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地がこれらの者に買い取られる場合を加える。

6 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象となる買換資産の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の耐火建築物を加える。

(注) 上記の改正は、平成17年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換資産の取得をする場合について適用する。

7 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の課税の特例の適用対象となる一定の重要文化財に準ずる文化財の範囲に、民俗技術に係る重要有形民俗文化財を加える。

8 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡について、その対象となる既存不適格建築物の範囲の拡充を行う。

9 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置を講ずる。

(1) 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に、一定の要件の下で、特定口座に、自己が保管している上場株式等を、実際の取得日及び取得価額で受け入れることができることとする。

(2) 特定口座内保管上場株式等を特定口座の開設をしている証券業者に貸し付けた場合において、当該貸付期間後に返還される当該特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等を、一定の要件の下で、当該特定口座に、当該貸付けをした際に当該特定口座において管理されていた取得価額で受け入れ

ることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以後に貸し付ける特定口座内保管上場株式等について適用する。

(3) 特定口座の取扱者の範囲に日本郵政公社を加える。

(注) 上記の改正は、平成17年10月1日以後に設定される特定口座について適用する。

10 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成17年7月1日以後に金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引をし、かつ、当該取引所金融先物取引の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該取引所金融先物取引による事業所得及び雑所得を加える。

11 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。

12 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。

13 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を2年延長する。

14 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例(いわゆるエンジェル税制)の適用期限を2年延長する。

15 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止する。

### 第3 法人住民税

3年間の時限措置として、中小企業者等に対する人材投資(教育訓練)促進税制を創設することとし、平成17年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

### 第4 法人事業税

1 電気供給業を行う法人の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、電気事業法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

2 船員派遣契約に基づき派遣船員の派遣を受け、又は派遣を行う法人の報酬給与額については、労働者派遣契約に基づき派遣労働者の派遣を受け、又は派遣を行う法人の報酬給与額と同様の取扱いとする。

### 第5 地方消費税

都道府県の境界を越えて市町村の合併が行われた場合に都道府県間の清算に用いる消費に関連した基準について所要の調整を行う。

### 第6 不動産取得税

1 保険業法に規定する承継保険会社が保険契約者保護機構の決定を受けて行う破綻保険会社の保険契約の移転に係る移転契約に基づき取得する不動産に

係る非課税措置を恒久化する。

- 2 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、同法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用地区域内にある特定遊休農地について、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を5年間に限り講ずる。
- 4 テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋について、当該家屋の価格の4分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 5 外客誘致法の改正に伴い、同法に規定する認定構想推進事業者（仮称）のうち民法第34条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税について、当該家屋及び土地の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 6 都市再生特別措置法の改正に伴い、同法に規定する認定整備事業者（仮称）が同法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画（仮称）に基づき取得する不動産について、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。  
都市再生特別措置法の改正に伴い、同法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画（仮称）に係る都市再生整備事業（仮称）の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者（仮称（同法に規定する用地取得））に係る計画に基づき認定整備事業（仮称）のための土地を取得する独立行政法人都市再生機構を含む）に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産について、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 7 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設について、障害者の範囲に精神障害者を追加するとともに、その適用期限を2年延長する。
- 8 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、徴収猶予を継続する特例措置を3年間に限り講ずる。
- 9 既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置の対象となる住宅に、木造住宅等によっては築20年超の住宅、鉄筋コンクリート造住宅等によっては築25年超の住宅のうち、新耐震基準に適合している住宅（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の住宅等については、新耐震基準に適合している住宅とみなす）を加える。
- 10 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を2年延長する。
  - (1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の営業の譲受け又は預金保険機構の委託を

受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。

- (2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (3) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (4) 一定の特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (5) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (6) 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が取得する同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (7) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する計画に基づく土地の交換により、事業区域内の土地に関する権利を有する者（事業者を除く。）が新たに取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (8) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場で複数の階に設けられるもの等の要件を満たすものの用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (9) 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (10) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が代替家屋を取得する場合について、当該被災家屋の床面積に応じた課税標準の特例措置の適用期限を2年（一定の被災市街地復興推進地域のうち被災市街地復興土地区画整理事業等の事業施行地区内の被災家屋の所有者が、これらの地区内に代替家屋を取得する場合は5年）延長する。
- (11) 一定の投資信託により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (12) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (14) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(15) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生事業計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定事業者（同法に規定する用地取得計画に基づき認定事業のための土地を取得する独立行政法人都市再生機構を含む）に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(16) 入会林野整備等により取得する土地に係る減額措置の適用期限を2年延長する。

(17) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る減額措置の適用期限を2年延長する。

(18) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置等の適用期限を2年延長する。

11 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

(1) 自動車安全運転センターが取得する自動車安全運転センター法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止し、新たに当該不動産の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。

(2) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場であって附置義務駐車場以外のものに係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を6分の1（現行4分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

(3) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を4分の1（現行3分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

12 次のとおり課税標準の特例措置等を廃止する。

(1) 特定農山村法の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置を廃止する。

(2) 日本勤労者住宅協会が取得する日本勤労者住宅協会法に規定する業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を廃止する。

(3) 民間都市開発推進機構が取得する土地取得譲渡業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を廃止する。

(4) 食品流通構造改善促進法に基づき農林漁業金融公庫資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

13 既存住宅特例及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、人の居住の用に供されたことのない住宅が適用対象となるよう規定の整備を行う。

14 農業近代化資金及び漁業近代化資金に係る国庫補助金の廃止に伴い、農業近代化資金又は漁業近代化資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近

代化等のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、従前の措置を継続するための規定の整備を行う。

## 第7 固定資産税及び都市計画税

- 1 文化財保護法に規定する登録有形文化財等の家屋及び重要文化的景観等の家屋又はその敷地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
- 2 住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分までの固定資産税及び都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置を講ずる。
- 3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を5年間に限り講ずる。
- 4 水防法の改正に伴い、同法に規定する避難確保計画（仮称）に基づき、浸水想定区域内の一定の地下施設の所有者又は管理者が、地下浸水時の利用者の安全に資するために取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の2分の1とする措置を2年間に限り講ずる。
- 5 都市鉄道利便増進法（仮称）に基づく都市鉄道利便増進事業により、一定の第三セクター及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得する施設に対して、次の措置を講ずる。
  - (1) 駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる
  - (2) 線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税について、非課税とする措置を2年間に限り講ずる。なお、一定の第三セクターが取得する場合にあっては、当該第三セクターが第三種鉄道事業者であること要件とする。
- 6 港湾法の改正に伴い、同法に規定する指定特定重要港湾（仮称）に指定された港湾において、特定国際コンテナ埠頭（仮称）の整備を図るため、港湾管理者の認定を受けた運営者が、国の無利子資金の貸付けを受けて建設又は改良する荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を2年間に限り講ずる。
- 7 三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税について、最初の4年間2分の1減額する措置を避難指示の解除後、解除のあった年の翌年から3年を経過するまでの間に限り講ずる。
- 8 鉄軌道の市街化区域内のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用対象区域に八潮市、流山市、谷和原村、伊奈町及びつくば市を追加する。

- 9 新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に中部国際空港株式会社が所有する鉄道施設を追加する。
- 10 農業近代化資金及び漁業近代化資金に係る国庫補助金の廃止に伴い、農業近代化資金又は漁業近代化資金の貸付けを受けて取得する農業漁業経営の近代化等のための共同利用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、従前の措置を継続するための規定の整備を行う。
- 11 小型船舶検査機構の業務用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象に小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る固定資産を追加する。
- 12 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（現行6分の1）について、ダイオキシン類排出削減設備の課税標準を価格の3分の1としたうえ、対象に揮発性有機化合物排出抑制設備を追加する。
- 13 公害防止用設備の優良更新代替設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（価格の2分の1）について、対象に揮発性有機化合物排出抑制設備を追加する。
- 14 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に同計画に基づき緑化地域等において設置される一定の緑化施設（緑化率の規制の対象となる建築物の敷地内において、規制に適合するために設置される部分に相当する緑化施設を除く。）を追加し、規制の範囲を超えて設置される部分に相当する緑化施設の課税標準を最初の5年間価格の3分の1とするとともに、その適用期限を2年延長する。
- 15 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者を追加するとともに、その適用期限を2年延長する。
- 16 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象地域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策に係る特定の地域を追加する。
- 17 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。
  - (1) 流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、地区要件及び適用期限の見直しを行う。
  - (2) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場で複数の階に設けられるもの等の要件を満たすものの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (3) 民法第34条の法人が国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (4) テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。



- (5) 低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (6) 一定の第三セクターが政府の補助を受けて、市街地再開発事業等と一体的に行われる既設の駅の大規模な改良工事で鉄道駅機能の強化に著しく資するものにより取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (7) 離島航路事業の用に供する一定の高性能船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (8) 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (9) 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した一定の地域鉄道の保安度の向上のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (11) 都市再生特別措置法に基づく認定民間都市再生事業により整備する公共施設、一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (12) 鉄軌道事業者等がICカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - (13) 阪神・淡路大震災による被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を2年（当該被災住宅用地が一定の被災市街地復興推進地域のうち被災市街地復興土地区画整理事業等の事業施行地区内に存する場合にあっては5年）延長する。
  - (14) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の適用期限を2年（一定の被災市街地復興推進地域のうち被災市街地復興土地区画整理事業等の事業施行地区内の被災家屋の所有者が、これらの地区内に代替家屋を取得する場合は5年）延長する。
  - (15) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 18 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。
- (1) 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じたうえで、適用期限を2年とする。
  - (2) 鉄軌道事業者に係る変電所の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を最初の5年間価格の5分の3（現行最初の5年間5分の3、その後5年間4分の3）とする。
  - (3) 社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、所要の経過措

置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。

- (4) 自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
- (5) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（現行2分の1）について、窒素酸化物の発生抑制のための燃焼改善装置の課税標準を価格の3分の2とする。
- (6) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場であって附置義務駐車場以外のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の8分の7（現行6分の5）としたうえで、その適用期限を2年延長する。
- (7) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から廃棄物発電設備を除外し、木くず焚ボイラーについては、課税標準を最初の3年間価格の8分の7（現行6分の5）としたうえで、その適用期限を2年延長する。
- (8) 新世代通信網を構成する電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、IPv6対応型ルーターの課税標準を最初の5年間価格の5分の4（現行4分の3）としたうえで、その適用期限を電気通信基盤充実臨時措置法の期限（平成18年5月31日）まで延長する。
- (9) 広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、デジタル加入者回線信号分離装置、衛星インターネット通信用無線設備及び衛星インターネット通信用多重化装置の課税標準を最初の5年間価格の5分の4（現行4分の3）としたうえで、その適用期限を電気通信基盤充実臨時措置法の期限（平成18年5月31日）まで延長する。
- (10) 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、電子式回線切替装置の課税標準を最初の5年間価格の6分の5（現行5分の4）とし、高信頼管路設備の課税標準を最初の5年間価格の6分の5（現行4分の3）としたうえで、その適用期限を電気通信基盤充実臨時措置法の期限（平成18年5月31日）まで延長する。
- (11) 高度なケーブルテレビ施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、デジタル送信用光伝送装置の課税標準を最初の5年間価格の5分の4（現行4分の3）としたうえで、その適用期限を電気通信基盤充実臨時措置法の期限（平成18年5月31日）まで延長する。
- (12) 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から工業用遠心冷凍機を除外したうえで、その適用期限を2年延長する。
- (13) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る固定資産税の減額措置について、貸家住宅の床面積要件の下限を40㎡（現行35㎡）としたうえで、その適用期限を2年延長する。
- (14) 東京地下鉄株式会社が直接地下における鉄道事業の用に供するトンネルに係る固定資産税の非課税措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止し、鉄

軌道の市街化区域内のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用対象とする。

(15) 車庫の新增設に係る線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

(16) 牛海綿状脳症対策実施のため整備される死亡牛の化製処理の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

(17) 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

## 第8 特別土地保有税

1 特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。

2 特別土地保有税の徴収猶予制度について、徴収猶予期間を現行の猶予期間の終期到来後10年以内（土地区画整理事業等に係る場合を除く。）とするるとともに、特例譲渡に係る一定の土地の納税義務の免除の要件を「譲渡」時から「造成完了、公募」時に見直す。また、現行1回に限られている計画変更の回数を複数回可能とする措置を講ずる。

## 第9 自動車取得税

1 次に掲げる特例措置等の適用期限を2年延長する。

(1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を2年延長する。

(2) 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車（ディーゼル車に限る。）のうち、乗用車を除く自動車について、当該自動車の取得が平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときは税率から100分の1控除する。

2 自動車NOX・PM法対策地域内における廃車代替に係る特例措置の適用要件について、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得前1月内又は取得後1月内に廃車した場合から取得前1月内又は取得後3月内に廃車した場合に変更する。

3 次のとおり課税標準の特例措置等を廃止する。

(1) 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度に基づき認定を受けた自動車に係る税率を100分の1.5軽減する特例措置を廃止する。

(2) 平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止する。

## 第10 軽油引取税

1 夜間に臨検、捜索又は差押えをすることができる税目に、軽油引取税を追加する。

2 最近の3年における軽油の年間の輸入量の平均が5万キロリットル以上である者でなければ、軽油の輸入を業とする元売業者の指定を受けることがで

きないこととする。

- 3 消防通信設備を設置し管理する者が消防通信設備の電源の用に供する軽油について課税免除措置を講ずる。
- 4 航空運送サービスを営む者に係る課税免除措置の対象空港に中部国際空港を加え、開港時から実施し、名古屋空港を除外する。
- 5 航空保安施設を設置し管理する者が航空保安施設の電源の用に供する軽油及び航空交通管制用通信設備を設置し管理する者が航空交通管制用通信設備の電源の用に供する軽油について課税免除措置を廃止する。

#### 第11 事業所税

- 1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法に規定する経営基盤強化計画（仮称）に従って実施される経営基盤強化事業（仮称）の用に供する施設に対する非課税措置を講ずる。なお、同法の制定により、新たな承認が行われないこととなる中小企業経営革新支援法に規定する経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置については、所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- 2 公害防止用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象に揮発性有機化合物排出抑制設備を追加する。
- 3 心身障害者多数雇用事業所に対する資産割の課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者を追加する。
- 4 障害者及び年齢60歳以上の者に対する従業者割の非課税措置について、障害者の範囲に精神障害者を追加するとともに、現行60歳以上である年齢を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により雇用確保措置が義務化される年齢にあわせ次のとおり引き上げる。

- (1) 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分62歳以上
- (2) 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分63歳以上
- (3) 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分64歳以上
- (4) 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分65歳以上

なお、上記の改正に伴い国の雇用に関する助成に係る者に対する従業者割の課税標準の特例措置について所要の措置を講ずる。

- 5 一定の防火対象物に設置される避難施設等に対する資産割の非課税措置等について、防火対象物となる既存不適格建築物の範囲の拡充を行う。
- 6 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 7 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。
  - (1) 公害防止用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から一般粉じん処理施設を除外する。
  - (2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止する。

- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車製造業者等が自動車破碎残さの再資源化の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置について、対象から食品循環資源飼料化設備を除外する。
- (5) 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置される施設に対する資産割の非課税措置を廃止する。
- (6) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、課税標準を3分の1控除（現行2分の1控除）とし、対象から振興拠点地域における中核的民間施設のうち情報処理施設、電気通信施設又は放送施設、教育施設及び医療施設を除外したうえ、同意期限を2年延長する。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、課税標準を2分の1控除（現行4分の3控除）としたうえ、適用期限を2年延長する。
- (8) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する認定組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止する。

## 第12 国民健康保険税

課税限度額について、基礎課税額及び介護納付金課税額のそれぞれの具体的な限度額の設定については、政令において定めることとする規定の整備を行う。

## 第13 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）の対象となる施設に自衛隊が使用するレーダーサイト及び特定の通信所を追加する。

## 第14 その他

- 1 地方公共団体が、条例により、地方税を複数の納期限に分割して納付する場合における端数処理の計算方法を定めることができるようにする措置を講ずる。
- 2 外交使節団の公館用不動産等に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税について、非課税とする等所要の規定の整備を行う。
- 3 日本司法支援センターについて、非課税措置等の所要の措置を講ずる。

## 二 市町村税の現況

### 1. 税目別構成

市町村税は、一般の経費を支弁する普通税と特定の経費を支弁する目的税から構成されている。普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を2本柱とし、このほか軽自動車税、市町村たばこ税等から成り立っている。

一方、目的税については、本県には入湯税、事業所税及び都市計画税があり、入湯税は、奈良市、平群町、三郷町、天川村、十津川村、上北山村の1市2町3村、事業所税の課税については人口要件があるため該当するのは奈良市のみ、都市計画税については9市4町でそれぞれ課税されている。なお、国民健康保険税を課税している団体は8市18町17村で、全46市町村（平成17年3月31日現在）の93.5%を占めており、残りの奈良市、天理市、香芝市の3市は国民健康保険料を徴している。

平成16年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度を1.2%下回った。主な減要因として、基幹税目である市町村民税・固定資産税が減少したことが挙げられる。

第1表 平成16年度 市町村税の税目別調定額

単位：千円・%

区 分	現年課税分調定額		対前年比 /
	平成16年度	平成15年度	
一普通税	159,555,323	161,453,855	98.8
1法定普通税	159,555,323	161,453,855	98.8
(1)市町村民税	77,118,149	79,092,529	97.5
(2)固定資産税	73,009,682	73,114,105	99.9
(3)軽自動車税	1,716,055	1,656,700	103.6
(4)市町村たばこ税	7,694,895	7,582,035	101.5
(5)特別土地保有税	16,542	8,486	194.9
2法定外普通税	0	0	-
二目的税	10,109,767	10,321,541	97.9
(1)入湯税	39,176	44,346	88.3
(2)事業所税	760,704	683,825	111.2
(3)都市計画税	9,309,887	9,593,370	97.0
三旧法による税	0	0	-
合 計	169,665,090	171,775,396	98.8
国民健康保険税	25,359,876	24,810,156	102.2
国民健康保険料	14,195,935	13,806,593	102.8

### 2. 市町村民税

ここでは、平成17年度市町村税課税状況等調（平成17年7月1日現在）をもとに、市町村民税の現況を見ることとする。

なお、市町村一覧表を除いては、奈良県計の数値を分析したものである。

所得割の納税義務者数は、526,505人で対前年度比3.0%の増、所得割額は、対前年度比4.2%増の62,103,308千円となっている。

第2表 所得区分別所得割額等

区 分	年 度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	そ の 他 の 所 得 者	分 離 譲 渡 所 等 を 有 す る	合 計
	平17 (人)	426,789	26,759	1,111	64,772	7,074	526,505
所得割額	平16 (千円)	48,135,445	3,557,234	40,688	3,467,612	4,415,910	59,616,889
	(定率控除前)	53,324,173	3,780,916	46,671	3,794,261	4,654,966	65,600,987
	平17 (千円)	51,166,840	3,762,702	79,842	3,787,978	3,305,946	62,103,308
	(定率控除前)	56,638,046	4,000,006	90,305	4,182,313	3,444,788	68,355,458
1人当たりの所得割額	平16 (円)	115,330	135,184	46,607	66,889	299,974	116,639
	(定率控除前)	127,761	143,685	53,460	73,190	316,213	128,347
	平17 (円)	119,888	140,614	71,865	58,482	467,338	117,954
	(定率控除前)	132,707	149,483	81,283	64,570	486,965	129,829
伸び率	/ (%)	102.3	101.7	127.3	124.9	48.1	103.0
	/ (%)	106.3	105.8	196.2	109.2	74.9	104.2
	(減税前)	106.2	105.8	193.5	110.2	74.0	104.2
	/ (%)	104.0	104.0	154.2	87.4	155.8	101.1
	(減税前)	103.9	104.0	152.0	88.2	154.0	101.2

第3表 国民所得等の伸び

区分	所得税(年)	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
	住民税(年度)	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
国民所得	1人当たり国民所得(千円)	2,983	3,076	3,104	3,000	2,947	2,988	2,897	2,843	2,889	-
	指数 平7 = 100	100	103	104	101	99	100	97	95	97	-
県民所得	1人当たり県民所得(千円)	2,875	2,945	2,932	2,907	2,822	2,835	2,710	2,685	2,641	-
	指数 平7 = 100	100	102	102	101	98	99	94	93	92	-
総所得金額	1人当たり総所得金額(千円)	1,565	1,610	1,609	1,566	1,533	1,502	1,463	1,395	1,340	1,389
	指数 平8 = 100	100	103	103	100	98	96	93	89	86	89

(注) 1. 国民所得及び県民所得は、所得税の年に対応し、総所得金額は、住民税の年に対応する。  
 2. 1人当たりの総所得金額は、課税状況等調及び1月1日現在の住民基本台帳人口を基礎に算出している。  
 3. 国民所得及び県民所得は、奈良県統計課の資料に基づく。  
 その数値は、推計方法や推計に用いる基礎資料の改訂により、遡って一部改定しているため、昨年までに記載した数値と異なること

3表は、国民所得・県民所得と市町村税課税状況等の調による総所得金額等を比較したものである。

第4表 所得区分別納税義務者の伸び等

区分	年度	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	指数 平成8年度 = 100									
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
給与所得者		449,616	456,293	458,913	456,146	450,000	445,316	438,791	428,353	417,373	426,789	100	101	102	101	100	99	98	95	93	95
営業等所得者		38,593	38,840	37,798	35,318	33,910	31,893	29,658	27,769	26,314	26,759	100	101	98	92	88	83	77	72	68	69
農業所得者		1,427	1,446	1,222	1,125	1,164	877	907	859	873	1,111	100	101	86	79	82	61	64	60	61	78
その他の所得者		39,613	41,796	43,880	46,777	48,966	49,626	50,815	52,405	51,841	64,772	100	106	111	118	124	125	128	132	131	164
分離譲渡所得等を有する者		3,611	4,069	3,794	3,094	3,232	3,395	2,929	2,729	14,721	7,074	100	113	105	86	90	94	81	76	408	196
合計		532,860	542,444	545,607	542,460	537,272	531,107	523,100	512,115	511,122	526,505	100	102	102	102	101	100	98	96	96	99
県人口		1,435,202	1,442,952	1,447,713	1,449,921	1,452,072	1,452,207	1,449,168	1,446,536	1,443,227	1,438,935	100	101	101	101	101	101	101	101	101	100

第4表は、所得区分別に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。

納税義務者数の合計数は、「給与所得者」等の増加等を反映し、対前年度比3.0%の増加。平成16年数値との比較では、「給与所得者」「その他所得者」「農業所得者」の増加、ならびに「分離譲渡所得者」の減少が目立つ。

なお、本表以下各表における所得区分について、平成13年度以前の「営業等所得者」は、「営業所得者」と「その他の事業所得者」の合算値となっている。

第5表 所得区分別所得割額の伸び等

単位：千円

区 分	年 度	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	指 数 平成8年度=100									
												8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
給 与 所 得 者 (定率減税前)		65,285,741	73,548,804	67,370,024	63,747,162	61,162,874	59,389,238	57,229,633	52,943,934	48,135,445	51,166,840	100	113	103	98	94	91	88	81	74	78
		69,482,892	-	75,182,850	70,178,412	67,401,239	65,502,153	63,147,464	58,499,457	53,324,173	56,638,046	100	-	108	101	97	94	91	84	77	82
営 業 等 所 得 者 (定率減税前)		5,117,653	5,975,456	5,263,406	4,440,219	4,433,250	4,301,360	4,141,592	3,923,047	3,557,234	3,762,702	100	117	103	87	87	84	81	77	70	74
		5,357,594	-	5,819,948	4,752,920	4,731,324	4,579,122	4,400,811	4,161,379	3,780,916	4,000,006	100	-	109	89	88	85	82	78	71	75
農 業 所 得 者 (定率減税前)		64,362	91,625	52,038	77,233	71,573	38,957	43,041	42,259	40,688	79,842	100	142	81	120	111	61	67	66	63	124
		71,454	-	70,241	87,169	81,302	44,571	49,276	48,301	46,671	90,305	100	-	98	122	114	62	69	68	65	126
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税前)		3,209,068	3,710,864	3,464,049	3,439,974	3,504,397	3,636,078	3,639,326	3,628,801	3,467,612	3,787,978	100	116	108	107	109	113	113	113	108	118
		3,409,931	-	3,967,056	3,754,852	3,830,536	3,964,979	3,975,229	3,968,144	3,794,261	4,182,313	100	-	116	110	112	116	117	116	111	123
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税前)		4,089,824	4,582,759	3,365,302	2,609,850	2,808,414	2,677,357	2,223,288	1,865,193	4,415,910	3,305,946	100	112	82	64	69	65	54	46	108	81
		4,137,645	-	3,430,911	2,681,336	2,883,017	2,755,037	2,288,876	1,925,301	4,654,966	3,444,788	100	-	83	65	70	67	55	47	113	83
合 計 (定率減税前)		77,766,648	87,909,508	79,514,819	74,314,438	71,980,508	70,042,990	67,276,880	62,403,234	59,616,889	62,103,308	100	113	102	96	93	90	87	80	77	80
		82,459,516	-	88,471,006	81,454,689	78,927,418	76,845,862	73,861,656	68,602,582	65,600,987	68,355,458	100	-	107	99	96	93	90	83	80	83

第5表は、所得区分別に所得割額の動向を過去10年にわたり概観したものである。

所得割額は、平成7・8年度及び10年度において特別減税が実施されたこと、並びに11年度以降において、恒久的な減税が実施されたことにより比較的低い水準にあるが、平成17年度はやや増加に転じていることがうかがえる。この要因としては、低迷していた景気が回復傾向にあることに加えて、平成17年度課税分より配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止されたこと等が考えられる。

所得区分別では、「分離譲渡所得等を有する者」の所得割額が減少しているが、これは、上場株式等の譲渡益に対する申告不要制度（特定口座）の導入によるものであると考えられる（平成16年度課税のみ、申告の有無にかかわらず所得割で分離課税）。

また、「農業所得者」に係る所得割額の変動が激しいが、これは、年毎に変動する作柄等の影響を受けた結果であると考えられる。

第6表 所得区分別所得割額の構成割合の推移

単位：%

区 分	年 度	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
給 与 所 得 者 (減税前)		84.0	83.7	84.7	85.8	85.0	84.8	84.8	85.1	80.7	82.4
		(84.3)		(84.9)	(86.2)	(85.4)	(85.3)	(85.3)	(85.5)	(81.3)	(82.9)
営 業 等 所 得 者 (減税前)		6.6	6.8	6.6	6.0	6.2	6.1	6.2	6.2	6.0	6.1
		(6.5)		(6.6)	(5.8)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(5.8)	(5.9)
農 業 所 得 者 (減税前)		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(0.1)		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
そ の 他 の 所 得 者 (減税前)		4.1	4.2	4.4	4.6	4.9	5.2	5.2	5.4	5.8	6.1
		(4.1)		(4.5)	(4.6)	(4.9)	(5.2)	(5.2)	(5.4)	(5.8)	(6.1)
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (減税前)		5.3	5.2	4.2	3.5	3.9	3.8	3.8	3.3	7.4	5.3
		(5.0)		(3.9)	(3.3)	(3.7)	(3.5)	(3.5)	(3.1)	(7.1)	(5.0)

各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため100.0とまらない場合がある。

第6表は、所得区分別の所得割額の構成割合の推移を、過去10年にわたり概観したものである。

「給与所得者」が8割強を占めており、他の所得区分の者は、それぞれ全体の数%にとどまっている。なお、当該表においても分離譲渡所得等を有する者の割合が減少しているが、これについても上場株式等の譲渡所得に対する申告不要制度の導入によるものであると考えられる。



第7表 所得区分別納税義務者一人当たりの伸び

単位：円

区 分	年 度	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	指 数 平成8年度=100									
												8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
給 与 所 得 者 ( 減税前 )		145,203	161,188	146,803	139,752	135,917	133,364	130,426	123,599	115,330	119,888	100	111	101	96	94	92	90	85	79	83
		154,538	-	163,828	153,851	149,781	147,091	143,912	136,568	127,761	132,707	100	-	106	100	97	95	93	88	83	86
営 業 等 所 得 者 ( 減税前 )		84,918	99,321	84,466	76,816	79,794	78,466	139,645	141,274	135,184	140,614	100	117	99	90	94	92	164	166	159	166
		90,909	-	99,145	84,925	87,747	86,177	148,385	149,857	143,685	149,483	100	-	109	93	97	95	163	165	158	164
農 業 所 得 者 ( 減税前 )		45,103	63,364	42,584	68,652	61,489	44,421	47,454	49,196	46,607	71,865	100	140	94	152	136	98	105	109	103	159
		50,073	-	57,480	77,484	69,847	50,822	54,329	56,229	53,460	81,283	100	-	115	155	139	101	108	112	107	162
そ の 他 の 所 得 者 ( 減税前 )		81,010	88,785	78,944	73,540	71,568	73,270	71,619	69,245	66,889	58,482	100	110	97	91	88	90	88	85	83	72
		86,081	-	90,407	80,271	78,228	79,897	78,229	75,721	73,190	64,570	100	-	105	93	91	93	91	88	85	75
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 ( 減税前 )		1,132,601	1,126,262	887,006	843,520	868,940	788,618	759,060	683,471	299,974	467,338	100	99	78	74	77	70	67	60	26	41
		1,145,845	-	904,299	866,624	892,023	790,488	781,453	705,497	316,213	486,965	100	-	79	76	78	69	68	62	28	42
合 計 ( 減税前 )		145,942	162,062	145,736	136,995	133,974	131,881	128,612	121,854	116,639	117,954	100	111	100	94	92	90	88	83	80	81
		154,749	-	162,152	150,158	146,904	144,556	144,556	133,959	128,347	129,829	100	-	105	97	95	93	93	87	83	84

第7表は、所得区分別の納税義務者一人あたりの伸びを、過去10年にわたり概観したものである。

前年度との金額の比較では、所得区分によりばらつきはあるが、全体としては増加傾向にある。この中で特に「分離譲渡所得等を有する者」と「農業所得者」の金額の増加が目立つ。「分離譲渡所得等を有する者」については、同区分の納税義務者数の減少割合（第4表）に比べ、所得割額の減少割合（第5表）が低かったため、また、「農業所得者」については、年毎に変動する作柄等の影響を受けた結果であると考え、例年同様、他の所得区分（その他の所得者を除く）の者に比べると、1人あたりの税額自体は低い。

第8表 所得区別所得割額の構成割合

単位：%

区分 市町村名	給与所得者	営業所得者	農業所得者	その他の 所得者	譲渡所得者	合計
奈良市	81.6	6.0	0.1	7.0	5.3	100.0
大和高田市	85.2	6.5	0.1	5.0	3.3	100.0
大和郡山市	84.9	5.1	0.1	6.2	3.8	100.0
天理市	82.3	4.6	0.2	7.2	5.7	100.0
橿原市	81.7	5.2	0.0	6.6	6.5	100.0
桜井市	82.0	7.6	0.1	5.4	4.9	100.0
五條市	84.6	8.0	0.3	4.5	2.6	100.0
御所市	83.6	6.7	0.0	3.9	5.7	100.0
生駒市	82.0	5.9	0.0	6.2	5.9	100.0
香芝市	82.4	6.5	0.0	6.0	5.1	100.0
葛城市	84.9	5.7	0.2	4.9	4.2	100.0
市計	82.4	5.9	0.1	6.4	5.2	100.0
山添村	87.5	7.1	1.9	2.8	0.8	100.0
平群町	84.7	3.4	1.2	6.8	4.0	100.0
三郷町	86.4	4.0	0.0	5.6	4.0	100.0
斑鳩町	82.9	5.2	0.0	5.3	6.5	100.0
安堵町	92.7	2.0	0.0	3.2	2.2	100.0
川西町	83.6	6.1	0.0	6.1	4.1	100.0
三宅町	82.6	3.9	0.0	5.3	8.2	100.0
田原本町	84.5	6.6	0.3	5.6	3.0	100.0
大宇陀町	86.3	8.5	0.2	4.0	1.0	100.0
菟田野町	88.1	7.6	0.2	2.9	1.2	100.0
榛原町	86.3	6.2	0.1	4.8	2.6	100.0
室生村	87.8	4.8	0.1	6.4	0.9	100.0
曾爾村	87.5	5.9	2.8	2.9	0.9	100.0
御杖村	80.9	6.8	1.7	3.7	6.9	100.0
高取町	87.5	5.8	0.0	2.9	3.8	100.0
明日香村	85.9	5.1	0.2	4.1	4.8	100.0
上牧町	86.6	4.9	0.0	5.4	3.1	100.0
王寺町	83.2	4.1	0.0	6.9	5.8	100.0
広陵町	87.6	6.1	0.0	2.9	3.4	100.0
河合町	80.5	6.0	0.0	6.6	6.9	100.0
吉野町	77.0	10.1	0.0	4.6	8.3	100.0
大淀町	86.4	6.4	0.1	4.5	2.6	100.0
下市町	82.2	5.9	0.5	5.2	6.3	100.0
黒滝村	85.7	12.0	0.0	2.3	0.0	100.0
西吉野村	65.2	2.7	29.5	2.0	0.6	100.0
天川村	75.8	21.1	0.0	2.5	0.7	100.0
野迫川村	90.2	5.7	0.0	4.1	0.0	100.0
大塔村	90.7	7.2	0.0	1.4	0.7	100.0
十津川村	85.6	10.4	0.0	2.6	1.4	100.0
下北山村	88.7	4.2	0.0	7.1	0.0	100.0
上北山村	88.8	9.2	0.0	1.4	0.6	100.0
川上村	85.1	4.5	0.0	4.6	5.7	100.0
東吉野村	62.1	10.4	0.0	2.7	24.9	100.0
町村計	84.7	5.5	0.4	5.1	4.3	100.0
合計	82.9	5.9	0.1	6.1	5.0	100.0

各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため100.0とならない場合がある。

第9表 住民100人当たり納税義務者数等

(その1)

区分 市町村名	住民100人当たり 納税義務者数(人)		住民1人当たり 所得割額(円)		所得割納税義務者 1人当たり所得割額(円)	
	均等割	所得割	総額	譲渡除	総額	譲渡除
奈良市	42	39	59,192	56,004	152,093	143,902
大和高田市	37	34	34,183	33,055	102,003	98,635
大和郡山市	42	38	41,625	40,041	109,229	105,074
天理市	38	34	35,430	33,388	102,788	96,867
橿原市	39	37	43,160	40,324	117,514	109,791
桜井市	37	33	36,725	34,895	110,102	104,616
五條市	35	31	28,688	27,940	92,392	89,983
御所市	34	30	32,977	31,091	110,410	104,095
生駒市	43	41	71,503	67,266	176,475	166,016
香芝市	40	37	51,848	49,216	140,371	133,247
葛城市	39	36	38,036	36,417	107,105	102,546
市計	40	37	49,683	47,059	134,180	127,093
山添村	38	35	25,473	25,275	73,312	72,742
平群町	43	39	51,514	49,437	131,199	125,908
三郷町	42	38	45,240	43,403	117,875	113,091
斑鳩町	42	39	45,013	42,069	116,643	109,013
安堵町	40	36	34,114	33,368	95,013	92,936
川西町	39	35	38,430	36,815	108,378	103,822
三宅町	37	34	37,339	34,273	111,230	102,097
田原本町	40	36	40,908	39,688	113,748	110,355
大宇陀町	35	29	24,768	24,505	86,476	85,559
菟田野町	32	28	21,775	21,524	78,234	77,331
榛原町	40	36	40,814	39,762	113,454	110,528
室生村	36	32	30,613	30,328	94,949	94,065
曾爾村	33	28	23,754	23,539	83,436	82,682
御杖村	36	24	17,302	16,106	70,734	65,845
高取町	37	33	34,466	33,164	105,143	101,170
明日香村	37	33	38,277	36,450	115,265	109,760
上牧町	39	35	40,390	39,150	113,909	110,411
王寺町	43	39	56,229	52,947	142,824	134,488
広陵町	39	36	52,575	50,788	146,136	141,169
河合町	41	38	56,765	52,818	149,503	139,108
吉野町	37	31	27,764	25,464	89,263	81,868
大淀町	37	33	31,458	30,629	95,153	92,644
下市町	35	31	28,047	26,187	89,291	83,369
黒滝村	33	30	23,248	23,248	77,784	77,784
西吉野村	34	29	25,043	24,897	87,215	86,706
天川村	33	29	22,232	22,085	77,260	76,748
野迫川村	32	28	26,249	26,249	94,291	94,291
大塔村	32	29	26,244	26,059	90,866	90,226
十津川村	32	27	23,557	23,237	87,236	86,052
下北山村	32	30	23,845	23,845	80,363	80,363
上北山村	42	37	33,438	33,230	89,911	89,352
川上村	29	25	19,907	18,772	78,754	74,266
東吉野村	30	26	25,023	18,801	96,365	72,404
町村計	39	35	41,056	39,274	116,437	111,384
県計	40	37	47,549	45,133	129,951	123,348

(その2)

区分 市町村名	住民1人当たり 税額指数 県平均=100
生駒市	149
奈良市	124
王寺町	117
河合町	117
広陵町	113
平群町	110
香芝市	109
市計	104
県計	100
三郷町	96
斑鳩町	93
大和郡山市	89
橿原市	89
田原本町	88
榛原町	88
上牧町	87
町村計	87
川西町	82
葛城市	81
明日香村	81
桜井市	77
三宅町	76
天理市	74
安堵町	74
上北山村	74
大和高田市	73
高取町	73
御所市	69
大淀町	68
室生村	67
五條市	62
下市町	58
野迫川村	58
大塔村	58
山添村	56
吉野町	56
西吉野村	55
大宇陀町	54
下北山村	53
曾爾村	52
黒滝村	52
十津川村	51
天川村	49
菟田野町	48
川上村	42
東吉野村	42
御杖村	36

第8表は、所得割額について、所得区別の構成割合を市町村別に概観したものである。「給与所得者」に係る所得割額が、どの市町村においても圧倒的に高い割合を占めている。「営業等所得者」については、村部において比較的高い割合を示している。「農業所得者」に係る所得割額については、西吉野村の構成割合が高い。これは、茶、柿という収益性の高い農産物を大規模に生産しているためと考えられる。

第9表(その1)は、住民基本台帳人口(平成17年1月1日現在)を基に市町村税課税状況等の調による納税義務者数等を市町村別に概観したものである。

住民100人当たりの均等割納税義務者数は、平成17年度課税分から生計同一妻に対する均等割の非課税措置の廃止されたこと(平成17年度は1/2課税)により、昨年度の県平均34人から40人に増加している。また、納税義務者数の市町村間格差に比べ、住民1人当たり所得割額の市町村間格差が非常に大きくなっている。(「譲渡除」は、所得割総額から分離譲渡所得等を有する者に係る所得割額を除いた数値である。)

第9表(その2)は、住民1人当たり所得割額(譲渡除)の県平均額45,133円を100として、各市町村の住民1人当たり所得割額(譲渡除)を指数化し、高い順に並べている。

指数が100以上の団体は、7団体(昨年度と同数)のみであり、比較的高額の所得を有する者が一部の市町に片寄っていることがうかがえる。

第10表 課税最低限の推移 夫婦子2人の給与所得者の場合

単位：千円・%

区分	所得税(年)	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	住民税(年度)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
所得税	課税最低限	2,619	3,198	3,198	3,198	3,198	3,277	3,277	3,539	3,539	3,539	3,616	3,821	3,842	3,842	3,842	3,842	3,250	3,250
	指数(平成12年=100)	68.2	83.2	83.2	83.2	83.2	85.3	85.3	92.1	92.1	92.1	94.1	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	84.6	84.6
住民税	課税最低限	2,261	2,722	2,801	2,801	2,801	2,849	3,007	3,031	3,031	3,031	3,063	3,095	3,250	3,250	3,250	3,250	2,700	-
	指数(平成12年=100)	69.6	83.8	86.2	86.2	86.2	87.7	92.5	93.3	93.3	93.3	94.2	95.2	100.0	100.0	100.0	100.0	83.1	-
消費者物価指数	対前年比	100.7	102.3	103.1	103.3	101.7	101.3	100.6	99.9	100.1	101.8	100.6	99.7	99.3	99.3	99.1	99.7	100.0	99.0
	消費者物価指数	87.3	89.3	92.1	95.1	96.7	98.0	98.6	98.5	98.6	100.4	101.0	100.7	100.0	99.3	98.4	98.1	98.1	97.1
所得税に対する住民税の割合 /		86.3	85.1	87.6	87.6	87.6	86.9	91.8	85.6	85.6	85.6	84.7	81.0	84.6	84.6	84.6	84.6	83.1	-

(注) 1. 課税最低限は、妻子に所得がなく、子のうち1人は16~22歳で、給与の収入額に応じ一定の社会保険料が控除(給与収入の7%とする。

ただし、平成12年分の所得税以降及び平成13年度分の住民税以降は10%とする。)されるものとして計算している。

所得税については、財務省調べ。住民税所得割については、市町村税実務提要(ぎょうせい発行) p.433を参考に算出。

2. 消費者物価指数は、所得税に対応する年のものであり、平成12年を基準とする指数(平成12年=100、5年ごと改正)を用いている。

### 3. 固定資産税

#### (1) 課税客体たる土地、家屋の面積及び筆数等

(ア) 課税客体たる土地の総地積及び家屋の床面積は、第11表のとおりである。

これによると土地の総地積は、1,373,567,073㎡であって、地目別内訳は、田 197,690,708㎡、畑 81,766,482㎡、宅地 143,699,780㎡、山林 872,106,838㎡、その他 78,303,265㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.5%、田 14.4%、宅地 10.5%、畑 6.0%、その他 5.7%となっている。

前年度対比では、田が0.6%、畑が0.3%、山林が 0.3%減少、宅地が 0.5%、その他が変動なしとなっている。

一方、家屋の総床面積は 81,042,181㎡であって、このうち木造家屋は 47,438,327㎡、非木造家屋は 33,603,854㎡となっており、おのおの全体に占める割合は、木造家屋 58.5%、非木造家屋 41.5%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 1.4%の伸びであり、木造家屋が 0.9%、非木造家屋が 2.1%増加している。

第11表 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成16年度		平成17年度		対 比 B/A	
	面 積 A	比 率	面 積 B	比 率		
土 地	田	198,955,097	14.5	197,690,708	14.4	99.4
	畑	81,997,854	6.0	81,766,482	6.0	99.7
	宅 地	142,608,053	10.4	143,699,780	10.5	100.8
	山 林	874,879,739	63.5	872,106,838	63.5	99.7
	その他	78,309,841	5.7	78,303,265	5.7	100.0
	計	1,376,750,584	100.0	1,373,567,073	100.0	99.8
家 屋	木 造	47,037,712	58.8	47,438,327	58.5	100.9
	非木造	32,898,182	41.2	33,603,854	41.5	102.1
	計	79,935,894	100.0	81,042,181	100.0	101.4

(イ) 土地の総筆数は、第12表のとおりである。

これによると、土地の総筆数は、2,057,632筆であって、その割合は多いものから宅地 43.3%、山林 19.2%、田 18.0%、畑 11.7%、その他 7.8%となっている。

これは、第13表からもわかるように、土地一筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の三分の二を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.2%しかない。

前年比では、田が 0.9%、畑が 0.5%、山林が0.2%減少しており、宅地が 0.2%、その他が4.5%増加している。

一方、家屋の総棟数は 679,030棟であり、このうち木造家屋は 523,873棟、非木造家屋は 155,157棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 77.2%、非木造家屋 22.8%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.5%の伸びであり、木造家屋が 0.3%、非木造家屋が 1.2%増加している。

第12表 土地及び家屋の筆数及び棟数

(単位：筆・棟・%)

区分	平成16年度		平成17年度		対比 B/A	
	筆数・棟数 A	比率	筆数・棟数 B	比率		
土地	田	374,012	18.2	370,552	18.0	99.1
	畑	242,442	11.8	241,277	11.7	99.5
	宅地	888,654	43.3	890,464	43.3	100.2
	山林	396,459	19.3	395,687	19.2	99.8
	その他	152,747	7.4	159,652	7.8	104.5
	計	2,054,314	100.0	2,057,632	100.0	100.2
家屋	木造	522,117	77.3	523,873	77.2	100.3
	非木造	153,272	22.7	155,157	22.8	101.2
	計	675,389	100.0	679,030	100.0	100.5

第13表 土地1筆あたりの地積及び家屋1棟あたりの床面積

(単位：㎡・%)

区分	平成16年度		平成17年度		対比 17年/16年
	1筆あたりの地積 1棟あたり床面積	1筆あたりの地積 1棟あたり床面積	1筆あたりの地積 1棟あたり床面積	1筆あたりの地積 1棟あたり床面積	
土地	田	532	534	100.4	100.4
	畑	338	339	100.3	100.3
	宅地	160	161	100.6	100.6
	山林	2,207	2,204	99.9	99.9
	その他	513	490	95.5	95.5
	計	670	668	99.7	99.7
家屋	木造	90	91	101.1	101.1
	非木造	215	217	100.9	100.9
	計	118	119	100.8	100.8

(2) 納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、第14表のとおりである。

これによると、納税義務者数は、土地にあつては 383,205人、家屋にあつては 400,799人、償却資産にあつては 7,777人である。

前年度対比では土地が 1.6%減少、家屋が 1.3%増加、償却資産が 0.4%増加している。

第14表 固定資産税の納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	納 税 義 務 者 数		16年 / 15年
	平成16年度	平成17年度	
土 地	389,495	383,205	98.4
家 屋	395,745	400,799	101.3
償却資産	7,749	7,777	100.4
計	792,989	791,781	99.8

### (3) 固定資産評価額等

#### (ア) 価格

評価額は、第16表のとおりである。

平成17年度は、据置年度のため土地及び家屋については地目の変換や新增築等がなければ基本的に評価額に変更はない。

その結果、土地にあっては、一般田 22,658,939千円(0.4%減)、宅地介在田等 248,459,250千円(13.4%減)、一般畑 4,096,892千円(0.1%減)、宅地介在畑等 69,181,945千円(10.2%減)、宅地 5,854,239,781千円(6.7%減)、一般山林 18,030,390千円(0.2%減)、宅地介在山林等 25,153,679千円(10.0%減)、その他 473,582,955千円(7.9%減)となり、前年度比では土地全体で7.0%の減少である。

また、家屋にあっては、木造家屋 973,392,481千円(4.2%増)、非木造家屋 1,309,480,408 円(4.1%増)となり、前年度対比では家屋全体で4.2%の増加となった。

償却資産にあっては、市町村決定分が 393,314,950千円(微減)、大臣・知事配分が 400,259,283千円(2.9%減)となり、前年度対比では償却資産全体で1.4%の減少となった。

#### (イ) 課税標準額

課税標準額は、第16表のとおりである。

地価の下落を反映し、土地の価格が全体で減少しており、課税標準額も土地全体で4.0%の減少となった。しかし価格が7.0%減少していることに比べ、課税標準額の減少の幅が4.0%と小さいのは、宅地で最高1.15倍、農地は最高1.10倍の負担調整率がとられているためである。課税標準額の内容は、一般田 21,151,464千円(0.4%減)、宅地介在田等 63,099,356千円(8.0%減)、一般畑 3,647,365千円(0.1%減)、宅地介在畑等 16,314,806千円(4.3%減)、宅地 1,854,473,907千円(3.7%減)、一般山林 15,998,750千円(0.2%減)、宅地介在山林等 9,944,265千円(1.4%減)、その他 310,050,260千円(5.1%減)、計 2,294,680,173千円(4.0%減)である。

家屋と償却資産にあっては、基本的に評価額と課税標準額は同額であり、前年度対比は一致するはずであるが、課税標準額の特例適用分があるため若干の差が生じている。

土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地43.1%、家屋 42.8%、償却資産 14.2%である。さらに、土地だけに目を移すと、一般田 0.9%、宅地介在田等 2.7%、一般畑 0.2%、宅地介在畑等 0.7%、宅地 80.8%、一般山林 0.7%、宅地介在山林等 0.4%、その他 13.5%となっている。

#### (ウ) 新增築木造専用住宅の1㎡当たりの価格について

平成17年度の新増築木造専用住宅の1㎡当たりの価格については、県全体で61,831円で前年度に対し4.5%の減少となっている。これを市町村別に比較したものが、第2図である。

#### (エ) 新築住宅の減額措置状況について

平成17年度の新築住宅の減額措置状況は、第17表のとおりである。

これによると平成16年中に新築された家屋のうち、減額の対象となったものは8,523戸である。

総軽減額は、1,440,642千円であり、平成17年度に新たに軽減対象となった税額は、平成17年度の新築住宅の減税額の26.2%を占めることとなる。

(4) 免税点について

(ア) 土地及び家屋の免税点未満の面積

土地及び家屋の免税点未満の地積及び床面積の状況は、第15表のとおりである。

これによると、各地目毎の免税点未満の地積の占める割合は、畑が一番高く12.8%、続いて山林11.4%、田とその他6.8%、宅地1.6%となっている。

家屋にあっては、木造家屋が5.4%、非木造家屋が0.2%となっている。

第15表 土地及び家屋の免税点未満の地積及び面積

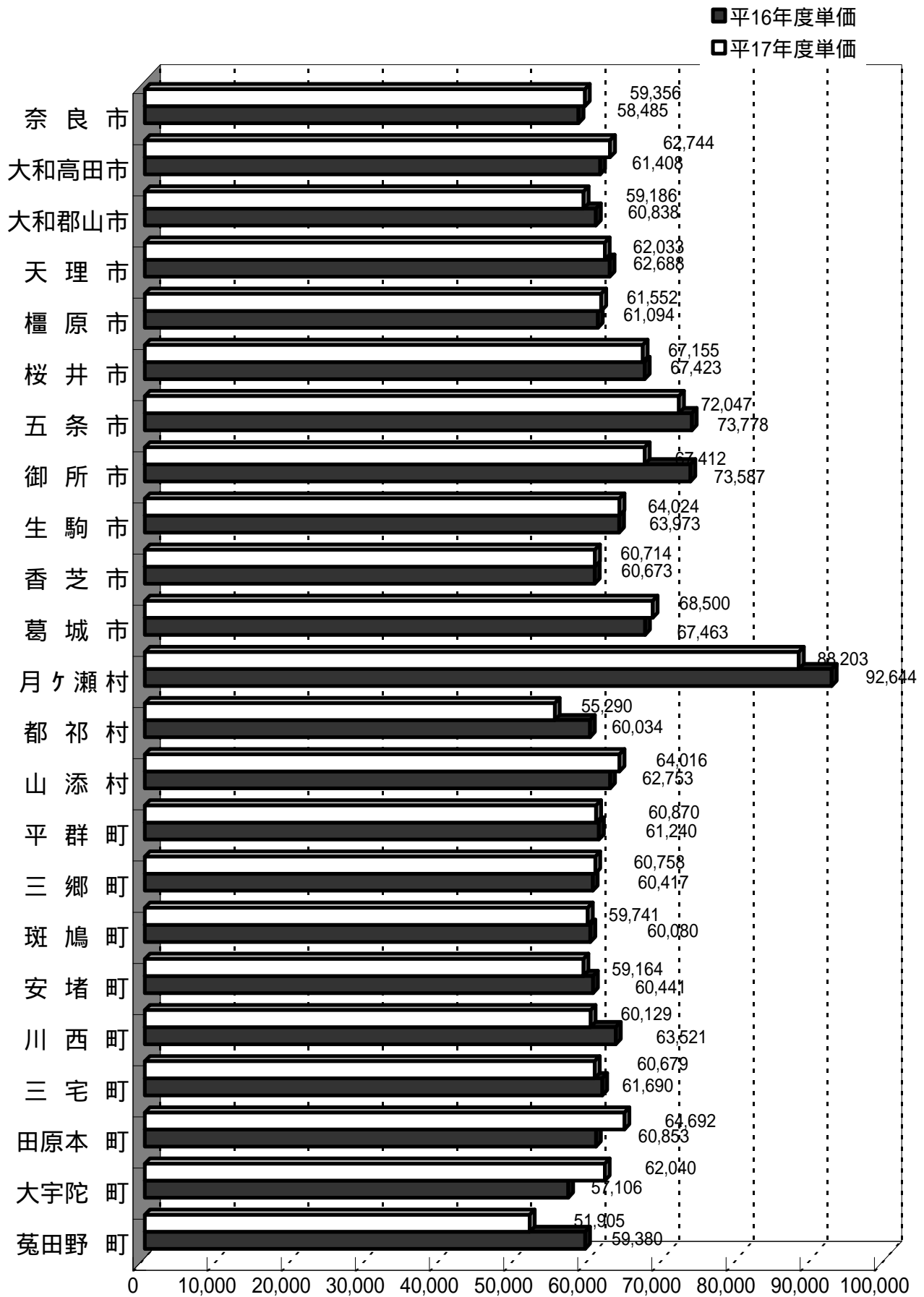
区 分		免税点未満の 地積又は床面 積 A m <sup>2</sup>	課税地積又は 課税床面積 B m <sup>2</sup>	総地積又は 総床面積 C m <sup>2</sup>	比 率 A / C (%)	(前年度) 比 率 A / C (%)
土 地	田	13,485,336	184,205,372	197,690,708	6.8	6.8
	畑	10,448,500	71,317,982	81,766,482	12.8	12.8
	宅 地	2,276,877	141,422,903	143,699,780	1.6	1.6
	山 林	99,347,357	772,759,481	872,106,838	11.4	11.4
	その他	5,304,214	72,999,051	78,303,265	6.8	6.8
	計	130,862,284	1,242,704,789	1,373,567,073	9.5	9.5
家 屋	木 造	2,564,357	44,873,970	47,438,327	5.4	5.5
	非木造	51,846	33,552,008	33,603,854	0.2	0.2
	計	2,616,203	78,425,978	81,042,181	3.2	3.3



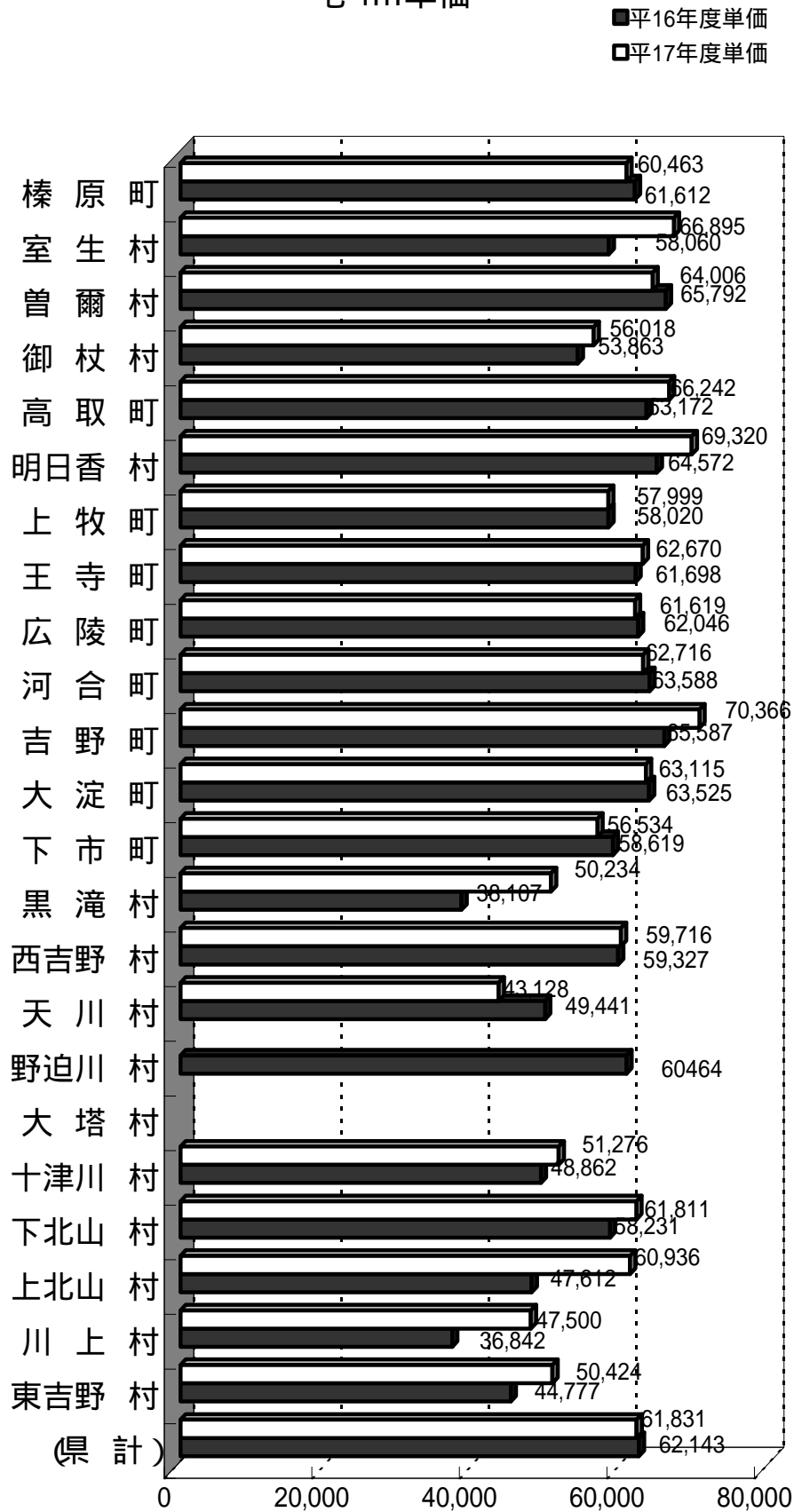
第16表 固定資産税概要調書による固定資産の評価額等

区 分	平成 16 年 度				平成 17 年 度				対 前 年 度 比 (%)			
	地 積 (㎡) A	価 格 (千円) B	課税標準額(千円) (免点以上) C	平均価格(円/㎡) B / A (G)	地 積 (㎡) D	価 格 (千円) E	課税標準額(千円) (免点以上) F	平均価格(円/㎡) E / D (H)	D / A	E / B	F / C	H / G
一 般 田	184,704,260	22,746,032	21,234,662	123	183,954,678	22,658,939	21,151,464	123	99.6	99.6	99.6	100.0
宅地介在田等	14,250,837	287,405,585	68,585,183	20,168	13,736,030	248,459,250	63,099,356	18,088	96.4	86.4	92.0	89.7
一 般 畑	78,139,634	4,099,848	3,650,550	52	77,965,610	4,096,892	3,647,365	53	99.8	99.9	99.9	100.2
宅地介在畑等	3,858,220	77,044,956	17,052,661	19,969	3,800,872	69,181,945	16,314,806	18,202	98.5	89.8	95.7	91.1
宅 地	142,608,053	6,271,684,754	1,925,984,590	43,978	143,699,780	5,854,239,781	1,854,473,907	40,739	100.8	93.3	96.3	92.6
一 般 山 林	870,521,614	18,067,966	16,035,528	21	867,848,482	18,030,390	15,998,750	21	99.7	99.8	99.8	100.1
宅地介在山林等	4,358,125	27,942,245	10,090,256	6,412	4,258,356	25,153,679	9,944,265	5,907	97.7	90.0	98.6	92.1
そ の 他	78,309,841	514,041,022	326,572,603	6,564	78,303,265	473,582,955	310,050,260	6,048	100.0	92.1	94.9	92.1
計	1,376,750,584	7,223,032,408	2,389,206,033	5,246	1,373,567,073	6,715,403,831	2,294,680,173	4,889	99.8	93.0	96.0	93.2
構 造 別	床面積 (㎡) A	価 格 (千円) B	課税標準額(千円) (免点以上) C	平均価格(円/㎡) B / A (G)	床面積 (㎡) D	価 格 (千円) E	課税標準額(千円) (免点以上) F	平均価格(円/㎡) E / D (H)	D / A	E / B	F / C	H / G
木 造	47,037,712	933,912,943	931,137,189	19,855	47,438,327	973,392,481	970,499,266	20,519	100.9	104.2	104.2	103.3
非 木 造	32,898,180	1,257,321,638	1,255,943,425	38,219	33,603,854	1,309,480,408	1,308,101,096	38,968	102.1	104.1	104.2	102.0
計	79,935,892	2,191,234,581	2,187,080,614	27,412	81,042,181	2,282,872,889	2,278,600,362	28,169	101.4	104.2	104.2	102.8
区 分	価 格 (免点以上) (千円) A		課税標準額 (免点以上) (千円) B		価 格 (免点以上) (千円) C		課税標準額 (免点以上) (千円) D		C / A		D / B	
市町村長決定分	393,122,874		390,666,055		393,314,950		390,914,717		100.0		100.1	
大臣・知事配分	412,008,231		370,415,104		400,259,283		364,312,841		97.1		98.4	
計	805,131,105		761,081,159		793,574,233		755,227,558		98.6		99.2	

第2図 平成17年度新增築分の木造専用住宅 1㎡単価



第2図 平成17年度新增築分の木造専用住宅1m<sup>2</sup>単価



第17表 新築住宅の軽減の適用状況

区 分	総 数			平成17年度に新たに軽減の対象となったもの			平成17年度で軽減期間が終了するもの			対 比		
	戸 数 A	床面積 B (㎡)	軽減税額 C (千円)	戸 数 D	床面積 E (㎡)	軽減税額 F (千円)	戸 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	D / A	E / B	F / C
法附則第16条第1項 (1/2減額)	20,994	2,106,235	915,884	7,042	702,340	305,388	6,743	684,187	297,323	33.5	33.3	33.3
法附則第16条第2項 (1/2減額)	10,858	864,023	478,958	1,391	108,782	64,167	2,491	203,492	101,917	12.8	12.6	13.4
法附則第16条第3項 (2/3減額)	491	34,912	22,189	0	0	0	31	2,286	1,023	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第3項 (3/4減額)	169	13,353	8,610	24	1,762	693	16	840	373	14.2	13.2	8.0
法附則第16条第5項 (1/3減額)	38	9,064	4,386	14	3,846	1,565	0	0	0	36.8	42.4	35.7
法附則第16条第5項 (2/3減額)	79	9,601	8,032	52	7,171	5,786	0	0	0	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第6項 (旧法・2/3減額)	21	1,565	1,022	0	0	0	21	1,565	1,022	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第7項 (2/3減額)	27	1,919	1,561	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計	32,677	3,040,672	1,440,642	8,523	823,901	377,599	9,302	892,370	401,658	26.1	27.1	26.2

#### 4 その他の諸税等

##### (1) 市町村たばこ税

奈良県の平成16年度のたばこの総売渡本数は、25億9,776万本で前年度の26億5,879万本（手持ち品課税分を除く）に比べ2.3%の減となっている。市町村たばこ税の16年度の調定額は、7,694,910千円で前年度の7,582,035千円に対し1.5%の増となった。

市町村たばこ税の状況

単位：千円

年度 市町村の別	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	前年度対比 (%)				
						12/11	13/12	14/13	15/14	16/15
市部	5,685,814	5,573,892	5,469,083	5,591,733	5,888,933	99.0	98.0	98.1	102.2	105.3
町村部	2,058,039	2,023,843	1,965,638	1,990,302	1,805,977	100.0	98.3	97.1	101.3	90.7
計	7,743,853	7,597,735	7,434,721	7,582,035	7,694,910	99.3	98.1	97.9	102.0	101.5

##### (2) 軽自動車税

平成16年度の軽自動車税の調定額は、1,960,074千円、前年の1,820,288千円に対し、7.7%の増となった。しかし、その反面、軽自動車税の徴収確保は難しく、徴収率は市町村税目の中でも低く、85.3%となっており、前年度の85.5%と比較して0.2ポイント低下している。また、滞納繰越分の徴収率は、14.6%となっており、前年度の15.3%と比較して0.7ポイント低下していることから、こちらについても何らかの手立てが必要と思われる。

##### (3) 国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。加入世帯数は増加を続ける一方、被保険者については緩やかな減少傾向にあることから、世帯あたりの人数が減少していることがうかがえる。また、課税額についても、基礎課税分が増加し続けている。

国民健康保険の状況

	平成13年3月31日現在		平成14年3月31日現在		平成15年3月31日現在		平成16年3月31日現在		平成17年3月31日現在		
	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	
県の状況	世帯数A	510,934	100	515,811	101	520,383	102	525,535	103	529,866	104
	人口B	1,448,533	100	1,445,508	100	1,441,971	100	1,439,040	99	1,434,548	99
加入者の状況	世帯数C	219,033	100	228,473	104	237,282	108	245,576	112	252,659	115
	被保険者D	453,447	100	468,473	103	482,669	106	494,923	109	503,677	111
加入割合	世帯数C/A	42.9	100	44.3	103	45.6	106	46.7	109	47.7	111
	被保険者D/B	31.3	100	32.4	104	33.5	107	34.4	110	35.1	112
加入一世帯当たり被保険者数 D/C	2.07	100	2.05	99	2.03	98	2.02	98	1.99	96	

基礎課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
課税 A	34,486,744	34,794,480	35,370,933	36,242,671	36,742,676	36,736,472	37,526,995
課税限度額を超える金額 B	9,327,067	8,247,150	7,717,823	8,306,667	7,765,714	5,281,886	5,623,249
B/(A+B)	21.3	19.2	17.9	18.6	17.4	12.6	13.0

介護納付金(賦課)分

単位：千円

年度 区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
課税 A			2,249,508	2,246,508	2,271,129	2,213,900	2,273,605
課税限度額を超える金額 B			316,377	346,880	310,098	204,059	223,068
B/(A+B)			12.3	13.4	12.0	8.4	8.9

#### (4) 都市計画税

平成17年度において都市計画税を課している団体は、9市4町（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町）の13団体である。

都市計画税の課税の概要は、第19表のとおりである。

課税区域の面積は、前年度並みとなっている。

平成17年度は、土地については、地価の下落により決定価格が7.1%減少、課税標準額が5.4%減少している。

家屋については、超大型店舗の出店が相次いだ影響で、決定価格及び課税標準額で4.6%増加している。

第19表

区 分	平成17年度 A	平成16年度 B	A / B (%)
課税区域面積 (千㎡)	101,672	101,707	100.0
納税義務者数 (人)	土地 239,852	237,077	101.2
	家屋 244,287	240,967	101.4
地積及び床面積 (千㎡) (㎡)	土地 100,396	100,483	99.9
	家屋 44,261,638	43,462,549	101.8
筆数及び棟数	土地 438,412	435,175	100.7
	家屋 329,433	305,541	107.8
決定価格 (千円)	土地 4,414,054,879	4,752,046,677	92.9
	家屋 1,460,082,243	1,395,588,270	104.6
課税標準額 (千円)	土地 2,097,188,374	2,216,901,976	94.6
	家屋 1,458,945,851	1,394,872,924	104.6
課税団体	13	13	100.0

### 三 税率の採用状況

#### 1 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市（1）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市の9市。

1. 奈良市（平成17年4月1日付け合併）においては、旧奈良市分が14.7%、旧月ヶ瀬村分が12.3%、旧都祁村分が12.3%の不均一課税となっている。

資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市（2）・高取町・王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

2. 葛城市（平成16年10月1日付け合併）においては、旧新庄町が前述にある資本金の区分による不均一課税を採用している。また旧當麻町が標準税率の12.3%を採用し、合併による不均一課税を行っている。よって葛城市においては、旧新庄町による資本金によるものと、合併によるものとの両面において不均一課税となっている。

その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

#### 2 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、西吉野村・十津川村（1.6%）、大塔村（1.7%）、下北山村・上北山村（1.65%）の5団体であり、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

#### 3 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、その他の5市は制限税率0.3%を採用している。

#### 四 市町村税の決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

調定済額・収入済額は、平成9年度をピークに7年連続で減少。

徴収率は、現年課税分・滞納繰越分ともに、それぞれ対前年度比0.3ポイント・0.4ポイント改善され、双方を合わせた徴収率（合計）では0.5ポイント改善された。

しかしながら、全国平均徴収率（現年課税分 98.1%・滞納繰越分 17.6%、合計 92.1%）と比較すると、まだ低い水準にあり、一層の徴収努力を必要とするところである。

市町村税の決算状況 (国民健康保険税(料)を除く)

